

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 全社共通 01 R0
提出年月日	2022 年 4 月 15 日

「品質・保安会議に係る事項の変更」
に係る補足説明資料

本資料は、【保）全社共通 01】の新規作成版である。

目 次

1. 概要.....	1
2. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の妥当性に係る説明.....	1
3. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の整合性に係る説明.....	1

添付 1 「品質・保安会議に係る事項の変更」の妥当性について

添付 2 各施設保安規定の変更箇所比較表

1. 概要

本資料は、再処理事業所再処理施設保安規定、再処理事業所廃棄物管理施設保安規定、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定及び再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定（以下「当社各施設保安規定」という。）のうち、「品質・保安会議に係る事項の変更」の妥当性及び施設間の整合性について説明するものである。

2. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の妥当性に係る説明

当社各施設保安規定について、「品質・保安会議に係る事項の変更」の妥当性を添付 1 に示す。

3. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の整合性に係る説明

当社各施設保安規定について、「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間の整合性を添付 2 に示す。

(添付1) 「品質・保安会議に係る事項の変更」の妥当性について

当社各施設保安規定について、「品質・保安会議に係る事項の変更」の妥当性を以下の表に示す。

(参考)再処理事業所再処理施設保安規定

現 行	変 更	変更の概要	変更の妥当性
(1) 品質・保安会議長の変更 (品質・保安会議の審議事項、構成等)	第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1)～(5)(略)	各施設の保安規定では、品質・保安会議は、品質マネジメントシステムに係る活動、施設の保安および防災活動等に関する重要事項について、全社的観点で審議を行ふ会議である。 ・品質・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐として、全社の品質マネジメントシステムに係る業務分担見直しのため、品質・保安会議の議長を副社長(安全担当)から安全・品質・品質本部長に変更する。 ・したがって、安全・品質本部長は、その権限において、品質・保安会議長として、品質・保安会議を機動させることができながら、本変更是妥当である。	・品質・保安会議は、品質マネジメントシステムに係る活動、施設の保安および防災活動等に関する重要事項について、全社的観点で審議を行ふ会議である。 ・安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐として、全社の品質マネジメントシステムに係る活動を推進する役割を担つており、事業部から独立した立場で全社を牽引することができる。
2 品質・保安会議は、 <u>副社長(安全担当)</u> を議長とし、 <u>安全・品質本部長</u> 、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもつて構成する。 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、 <u>安全・品質本部長</u> 、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもつて成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(核燃料取扱主任者は代行者)を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (3) 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、 <u>安全・品質本部長</u> 、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 (以下、略)	各施設の保安規定では、品質・保安会議は、品質マネジメントシステムに係る活動として、役員の業務分担見直しのため、品質・保安会議の議長を副社長(安全担当)から安全・品質・品質本部長に変更する。 ・したがって、安全・品質本部長は、その権限において、品質・保安会議長として、品質・保安会議を機動させることができながら、本変更是妥当である。		
(2) 品質等への安全に係る教育の実施責任者の明確化 (職務)	第 17 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位は次のとおりとする。 (1)～(4)(略)	各施設の保安規定では、品質・保安会議は役員等への安全に係る教育の実施計画を定め、教育を実施させることを定めている。 各施設共通の変更として、役員等への安全に係る教育の実施計画を定め、教育を実施させることを定めている。 ・現在は、「保安に関する組織」の全社的組織として設置されておらず、実施責任者を指定できなかったことから、品質・保安会議にて当該教育の実施を決定する運用としていた。 ・また、安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐として、当該役員教育の実施を決定する運用としている。	・本教育に関する規定を定めた当初は、役員等への安全に係る教育を実施可能な全社的組織が「保安に関する組織」として設置されておらず、実施責任者を指定できなかったことから、品質・保安会議にて当該教育の実施を決定する運用としていた。 ・現在は、「保安に関する組織」の全社的組織として、安全・品質本部が設置されおり、安全・品質本部長が当該教育を実施することが可能となつている。
(職務)	第 17 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位は次のとおりとする。 (1)～(4)(略)	各施設の保安規定では、品質・保安会議は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行ふとともに、所管する業務に開示し、管理責任者として必要な業務を行ふ。 (以下、略)	・本教育に関する規定を定めた当初は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐として、当該役員教育の実施責任者として適任である。 ・したがって、役員等への安全に係る教育の実施を安全・品質本部長の職務として、実施責任者を定めている。
(品質・保安会議の審議事項、構成等)	第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1)～(5)(略)	(品質・保安会議の審議事項、構成等)	・本教育に関する規定を定めた当初は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐として、当該役員教育の実施責任者として適任である。
6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。	2～5 (略) (削除)	第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1)～(5)(略)	・したがって、役員等への安全に係る教育の実施を安全・品質本部長の職務として、実施責任者を定めている。

(添付2) 各施設保安規定の変更箇所比較表

当社各施設保安規定について、「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間の整合性を以下の表に示す。
なお、各施設保安規定「品質・保安会議の審議事項・構成等」第6項の「役員等への安全に係る教育」の規定については、本教育の実施者を安全・品質本部長の職務として明確にするため、各施設保安規定「職務」(安全・品質本部長)で明確にするこ^二とから削除している。

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物製造施設	MOX燃料加工施設
第2章 保安管理体制 (職務)	第2章 保安管理体制 (職務)	第3章 保安管理体制 (職務)	第3章 保安管理体制 (職務)	第3章 安全管理体制 (職務)
第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安にに関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。	第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安にに関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。	第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安にに関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。	第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安にに関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。	第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安にに関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む)。品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に關し、管理責任者として必要な業務を行う。	(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む)。品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に關し、管理責任者として必要な業務を行う。	(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む)。品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に關し、管理責任者として必要な業務を行う。	(5) 安全・品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む)。品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に關し、管理責任者として必要な業務を行う。	(5) 安全・品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む)。品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に關し、管理責任者として必要な業務を行う。
(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第20条 品質・保安会議は、次の方号に定める事項について、保安に係る基本方針を全般的観点から審議する。	(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第9条 品質・保安会議は、次の方号に定める事項について、保安に係る基本方針を全般的観点から審議する。	(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第11条 品質・保安会議は、次の方号に定める事項について、保安に係る基本方針を全般的観点から審議する。	(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第11条 品質・保安会議は、次の方号に定める事項について、保安に係る基本方針を全般的観点から審議する。	(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第10条 品質・保安会議は、次の方号に定める事項について、保安に係る基本方針を全般的観点から審議する。
(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (3) (略)
2 品質・保安会議は、 <u>安全・品質本部長</u> を議長とし、 <u>事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもつて構成する。</u>	2 品質・保安会議は、 <u>安全・品質本部長</u> を議長とし、 <u>事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもつて構成する。</u>	2 品質・保安会議は、 <u>安全・品質本部長</u> を議長とし、 <u>事業部長、埋設安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもつて構成する。</u>	2 品質・保安会議は、 <u>安全・品質本部長</u> を議長とし、 <u>事業部長、埋設安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもつて構成する。</u>	2 品質・保安会議は、 <u>安全・品質本部長</u> を議長とし、 <u>事業部長、埋設安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもつて構成する。</u>
3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。	3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。	3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。	3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。	3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。
(1) 会議は、 <u>事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもつて成立とする。</u> ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) (略)	(1) 会議は、 <u>事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもつて成立とする。</u> ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) (略)	(1) 会議は、 <u>事業部長、埋設安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもつて成立とする。</u> ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) (略)	(1) 会議は、 <u>事業部長、埋設安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもつて成立とする。</u> ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) (略)	(1) 会議は、 <u>事業部長、埋設安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもつて成立とする。</u> ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) (略)

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設 (濃縮)	陸運物理設施設	MOX燃料加工施設
(3) 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。	(3) 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。	(3) 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。	(3) 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。	(3) 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。

黄色ハッシュタグ：各施設間の相違箇所を示す。
赤字下線：各施設共通の変更箇所を示す。